

令和6年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況に関する評価調書

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

所管部署	障害福祉課
------	-------

第1 施設概要及び指定管理者

1 施設概要

名称	水戸市重症心身障害児（者）通園施設 あけぼの学園
所在地	水戸市見川5丁目127番地の91
設置根拠	水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例
設置目的	重症心身障害児及び重症心身障害者並びにその家族の福祉の増進を図るため。
施設内容	水戸市重症心身障害児（者）通園施設 あけぼの学園
利用料金制	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

2 指定管理者

選定方法	非公募
名称	特定非営利活動法人 あけぼの水戸
構成員	—
所在地	水戸市見川5丁目127番地の91
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
業務内容	1 通園施設の維持管理に関すること。 2 児童発達支援及び放課後等デイサービスに関する事業の運営に関すること。 3 放課後等デイサービスに関する事業の運営に関すること。 4 上記のほか設置目的の達成に必要な事業に関すること。 5 通園施設への通園の許可に関すること。 6 市長が通園施設の管理上必要があると認めること。
その他	〔これまでの指定管理者〕 水戸市重症心身障害児（者）通園施設 あけぼの学園（非公募） 平成18年4月1日～令和3年3月31日（3期15年）

第2 評価結果

指定管理者による管理運営状況の評価は、施設の維持管理等の業務について仕様書等に定められた要求水準を満たしているかどうか（業務の要求水準達成度に関する評価）、提供されるサービス等について利用者の満足を得られているかどうか（利用者の満足度に関する評価）の2つの観点から行い、要求水準を達成している場合は「適正」、不十分であり改善が必要な場合は「要改善」の判定を行っています。また、2つの観点からの評価を総合した総括評価については、簡明さ等の便宜上、5段階による判定を行っています。

本評価の実施目的は、指定管理者自らがその結果等の検証を通して、課題や問題点を把握し、主体的に改善に取り組むことにより、施設運営の適正化を図ることにあります。そのため、「要改善」とされた事項がある場合には、施設所管課の指導・監督の下、計画的に改善を図っていくものとします。

なお、評価において「要改善」とされた事項については、その具体的な指摘の内容、指定管理者による改善に向けた取組方針、状況等を下記の「第3 要改善事項に関する指定管理者の取組状況」に記載してあります。

1 業務の要求水準達成度に関する評価

評価項目 及び 評価の主な視点	所管課の評価	
	適正	要改善
(1) 管理業務の実施状況に関する評価		
ア 重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設の維持管理に関すること ・施設の保守点検を適切に行っているか。 ・必要な修繕を適切に行っているか。	○	
イ 事業の運営に関すること ・児童発達支援に関する事業は適切に実施されているか。 ・放課後等デイサービスに関する事業は適切に実施されているか。 ・生活介護に関する事業は適切に実施されているか。 （施設の稼働率等の目標及び実績については、別紙1「利用状況について」を参照） ・食事提供に関する業務について、適切に実施されているか。 ・介護福祉養成校からの実習生の受け入れについて、適切に実施されているか。 ・送迎に関する業務について、適切に実施されているか。		○
ウ 通園施設への通園の許可に関すること ・通園許可に関する業務について、適切に実施されているか。	-	-
エ その他 ・防火管理は適切に実施されているか。		○

<ul style="list-style-type: none"> ・防犯に対する対応は適切に行っているか。 ・トラブルや苦情への対応を適切に行っているか。 ・利用者の意見を取り入れているか。 ・地域との交流等は適切に行っているか。 ・サービスの質の向上の取組は適切に行っているか。 ・各種調査等は適切に行っているか。 ・参加者負担金等の取扱いは適切に行っているか。 ・市が実施する生活支援拠点等の整備について適切に対応しているか。 ・個人情報保護等の取組を適切に実施しているか。 ・情報公開の取扱いについては適切に実施しているか。 ・仕様書に基づき、市への業務報告を適切に実施しているか。 ・市の推進する施策等に機動的に協力することができているか。 		
(2) 管理運営体制の継続性、安定性に関する評価		
<p>ア 組織、職員の配置に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に必要な組織を設置し、有資格者を含め、適正に職員を配置しているか。（運営組織及び職員配置の状況については、別紙2「施設の運営組織及び職員配置」※添付省略を参照） ・職務遂行能力の向上に必要な職員研修等を適切に実施しているか。 		○
<p>イ 財務事務の処理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者への業務委託等に係る契約事務を適切に執行しているか。 ・経理事務を適切に執行しているか（帳簿の整理、支払証拠書類等の保管等）。 ・物品の管理を適切に実施しているか。 		○
<p>ウ 事業収支に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支決算は収支計画書の内容と大きな隔たりが生じていないか。（収支決算の状況については、別紙3「収支報告書」を参照） ・過大な支出や事業目的に合致しない支出が含まれていないか。 	○	
(3) サービス向上の取組に関する評価		
<p>ア 指定管理者が提案したサービス向上に資する事業に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案事業を計画どおり実施しているか。 ・提案事業の内容はサービス向上に寄与しているか。 	○	

2 利用者の満足度に関する評価

評価項目 及び 評価の主な視点	所管課の評価	
	適正	要改善
(1) 利用者アンケートに関する評価		
<p>ア 利用者アンケートの結果に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の利用者アンケートの結果、施設の整理、清掃状況など下記 	○	

<p>の調査項目について、概ね利用者の満足が得られているか（アンケートの調査結果については、別紙4「利用者アンケート結果」※添付省略を参照）。</p> <p>【判断基準】 「とても良い」及び「良い」を合わせた割合が50%以上、かつ「悪い」及び「とても悪い」の割合が10%以下</p> <p>【アンケートにおける調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の整理、清掃状況 ○職員の応対 ○サービスの満足度 ○設備・備品の使いやすさ ○施設内の案内表示 ○施設の満足度 ○施設の再利用 		
<p>イ 利用者アンケート結果の活用状況に関すること。</p> <p>・前年度の利用者アンケートの結果において、利用者から改善を求められた事項について、改善を図るなど適切に対応しているか。</p>	○	

3 総括評価

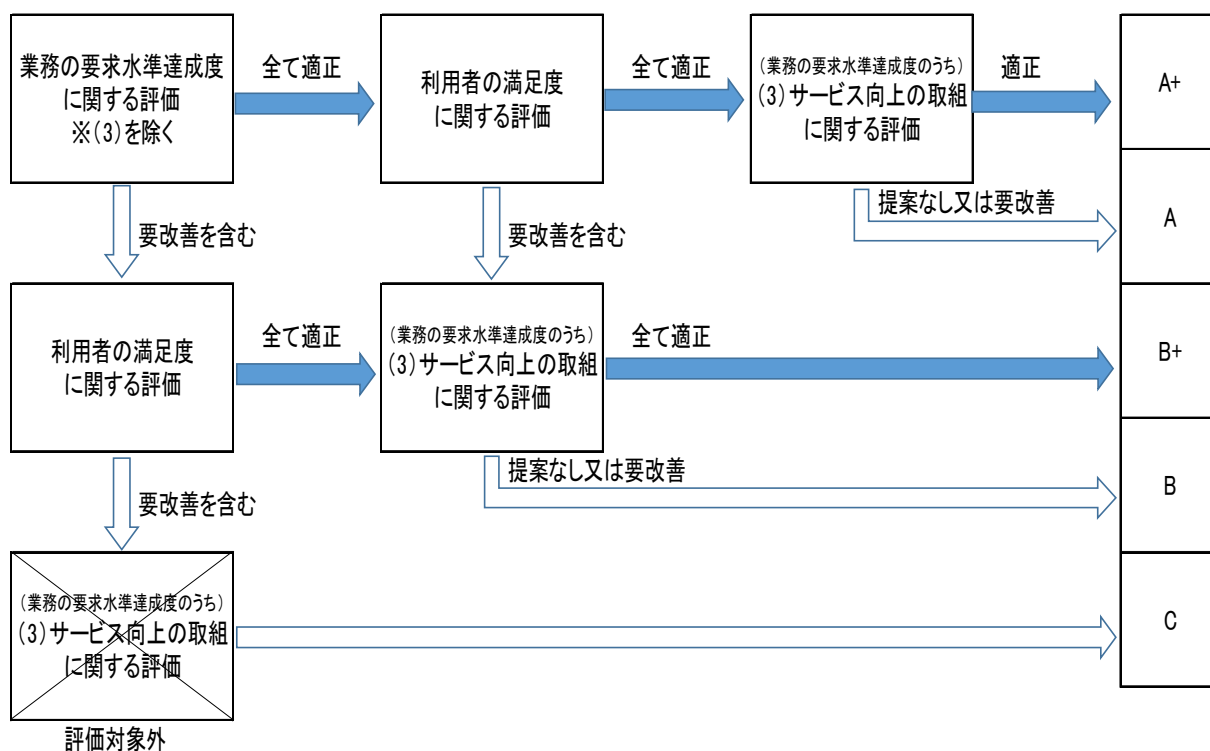
評価	所見
B ⁺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持管理に関することについて、保守点検等、計画的に実施しており、適正と認められる。 ・ 事業の運営に関することについて、障害者の個性に合わせた個別支援計画の作成や、利用者向けの訓練の実施等、事業はおおむね適正に実施されているが、生活介護について月の延べ利用者数が目標に達していないことや送迎に関する業務について、添乗員が同乗していない場合があったため、要改善となった。 ・ 管理運営体制の継続性、安定性に関することについて、維持管理、定期点検において、市の再委託の承諾を受ける前に、実施していたため、要改善となった。 ・ 指定管理者が提案したサービス向上に資する事業に関することについて、音楽療法等の提案事項を計画的に実施しており、適正と認められる。 ・ 利用者アンケートについて、施設の整理、清掃状況や職員の応対等全ての項目において、判断基準以上であり、適正と認められる。 ・ 施設の管理運営については、おおむね適正に運営がされているが、上記のとおり、業務の水準達成度が目標指数に達していないことや、外部機関の研修に関して評価が一部要改善となったため、総合評価は「B⁺」とする。

<評価基準>

評価	業務の要求水準達成度に関する評価※	利用者の満足度に関する評価	業務の要求水準達成度のうち、(3)サービス向上の取組に関する評価
A+	全ての項目が「適正」である場合	全ての項目が「適正」である場合	「適正」である場合
A	〃	〃	「要改善」である場合、又は、提案による取組がない場合
B+	業務の要求水準達成度、利用者の満足度のいずれか一方に「要改善」がある場合		「適正」である場合
B	〃		「要改善」である場合、又は、提案による取組がない場合
C	「要改善」がある場合	「要改善」がある場合	評価対象外

※ 業務の要求水準達成度のうち、(3)サービス向上の取組に関する評価を除く。

【参考：総括評価判断フロー】



第3 要改善事項に関する指定管理者の取組状況

本年度の評価において、要改善の判定を受けた事項に関して、その改善に向けた指定管理者の取組方針等を記載しています。

なお、区分の欄中、「新規」の記載がある事項は、本年度の評価で新たに要改善とされた事項であり、「継続」の記載がある事項は、昨年度以前の評価においても指摘がなされていたが、改善が図られず、今年度の評価においても同様の指摘を受けた事項となります。

区分	要改善事項		改善に向けた指定管理者の取組方針等
	評価項目	指摘の内容	
新規	1-(1)-イ 事業の運営に関する こと	生活介護の目標指標は、月の延べ利用者数の平均が前年より増加していることであったが、目標に達しなかったため、サービス内容を充実させる等、利用者増加に向けた取組により改善の必要がある。	サービス内容の充実を図り、現在の利用者の利用日数の増加に努めるとともに、SNS等を活用し作業や行事の様子など施設の魅力を発信し、新規利用者を獲得していく。
新規	1-(1)-イ 事業の運営に関する こと	体調不良、心身の状態が不安定な方を乗車させるときは添乗員をつけているが、添乗員が同乗していない場合があるため、改善の必要がある。	人員体制や送迎のスケジュールを調整するなど、送迎車全てに添乗員を配置し、利用者が安心して送迎ができるようにする。
継続	1-(1)-エ その他	市が実施する生活支援拠点等の整備について、緊急時の受け入れのみ実施しており、体験機会の場を提供できるよう、整備をする必要がある。	市と協議の上、体験の機会を提供できるよう、受入れ体制を整備する。
継続	1-(2)-ア 組織、職員の配置 に関する こと	外部機関主催の研修への参加について、職員を参加させることができなかつたため、実施体制を見直しの必要がある。	外部研修に参加し、職員の専門性の向上を図る。
新規	1-(2)-イ 財務事務の処理に に関する こと	維持管理、定期点検において、市の再委託の承諾を受ける前に、実施していたため、改善の必要がある。	必要書類を提出し、市の再委託の承諾を受けてから、実施するよう徹底する。

【参考】

前年度の評価において、要改善事項とされたもののうち、指定管理者において改善等を図った事項を記載してあります。

要改善事項		改善等の状況
評価項目	指摘の内容	
1-(1)・イ 事業の運営に関する こと	入浴サービスについて、入浴サービスを実施していないため、人員体制を見直し、サービス再開に向けた取組により改善の必要がある。	人員配置体制の見直しを図り、入浴サービスを提供しており、改善していると認められる。
1-(2)・ア 組織、職員の配置 に関すること	外部講師を招いた作業療法訓練について、年間計画通りに実施できなかつたため、今後実施に向けた協議が必要。	外部講師を招いて作業療法訓練を実施しており、改善していると認められる。
1-(3)・ア 指定管理者が提案 したサービス向上に 資する事業に関する こと	音楽療法について、音楽療法の専門家を招き、音楽療法を月1回の実施と、計画通りでなかつたため、利用者のニーズを把握しながら、実施回数等を検討する必要がある。	月1回実施しており、改善していると認められる。
1-(3)・ア 指定管理者が提案 したサービス向上に 資する事業に関する こと	提案事項について、提案事項に対する利用者アンケートを実施していないため、アンケートを実施しニーズ等を把握する必要がある。	提案事業に対する参加者アンケートを実施し、全て利用者の満足を得られており、改善していると認められる。
2-(1)・イ 利用者アンケート の結果の活用状況に 関すること	前年度アンケートについて、前年度のアンケート結果の悪い点について、一部改善が図れていないため、要改善である。	前年度アンケートの結果において指摘のあった、入浴サービスについて、人員配置体制を見直し、再開しており、改善していると認められる。

水戸市重症心身障害児（者）通園施設 あげぼの学園（生活介護）の利用状況について

【設定した数値目標】

161人以上

【目標設定の考え方】

月の延べ利用者数の平均が、前年度の月の延べ利用者数の平均よりも増加していること。

前年度実績：161人

・利用者数 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	149	166	165	165	152	146	172	155	164	147	148	163	1,892
令和5年度	166	160	192	172	180	161	162	153	172	105	147	165	1,935
増減率(%)	-10.2%	3.8%	-14.1%	-4.1%	-15.6%	-9.3%	6.2%	1.3%	-4.7%	40.0%	0.7%	-1.2%	-2.2%
増減要因	新規の利用者が週1日利用の1名のみであり、また、体調不良等での欠席も多く、利用数が減少したため。												

(参考) 令和4年度以前の状況

※現指定管理者の指定期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

・利用者数 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	222	191	239	229	233	220	201	194	179	216	213	234	2,571
令和3年度	211	195	280	249	252	241	246	234	229	165	100	202	2,604
令和2年度	288	262	365	332	303	324	340	301	307	246	258	328	3,654
令和元年度	361	344	377	403	386	350	350	233	331	315	325	320	4,095
平成30年度	350	387	364	346	387	289	356	344	329	348	337	361	4,198
平成29年度	384	347	397	359	418	342	356	346	336	296	313	345	4,239

水戸市重症心身障害児（者）通園施設 あげぼの学園（児童発達支援）の利用状況について

【設定した数値目標】

0人以上

【目標設定の考え方】

月の延べ利用者数の平均が、前年度の月の延べ利用者数の平均よりも増加していること。

前年度実績：0人

※利用者が減少し、施設の在り方を検討しているため、令和6年度は休止

・利用者数 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
増減率(%)													
増減要因	利用者がいないため。												

(参考) 令和4年度以前の状況

※現指定管理者の指定期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

・利用者数 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
令和3年度	3	13	3	1	2	1	2	0	4	2	0	0	31
令和2年度	25	29	27	19	17	28	30	29	26	18	5	9	262
令和元年度	20	21	29	25	30	24	31	21	26	32	33	31	323
平成30年度	11	12	14	6	9	7	5	7	12	22	18	26	149
平成29年度	19	17	22	18	13	12	10	18	18	12	13	14	186

水戸市重症心身障害児（者）通園施設 あげぼの学園（放課後等デイサービス）の利用状況について

【設定した数値目標】

0人以上

【目標設定の考え方】

月の延べ利用者数の平均が、前年度の月の延べ利用者数の平均よりも増加していること。

前年度実績：0人

※利用者が減少し、施設の在り方を検討しているため、令和6年度は休止

・利用者数

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
増減率(%)	-100.0%												-100.0%
増減要因	令和5年4月以降利用者がいないため。												

(参考) 令和4年度以前の状況

※現指定管理者の指定期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

・利用者数

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	41	18	45	44	39	46	29	35	46	57	54	45	499
令和3年度	43	43	53	52	56	55	46	44	49	48	21	54	564
令和2年度	35	39	27	31	44	47	41	44	35	31	39	48	461
令和元年度	61	45	56	57	53	53	46	32	42	44	43	49	581
平成30年度	51	50	46	50	58	37	47	51	48	46	53	55	592
平成29年度	42	35	36	48	69	46	46	46	52	43	41	57	561

あけぼの学園収支報告書(令和6年度)

第1 管理業務

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	比較 (決算-予算)	備考
指定管理料	42,000,000	42,000,000	0	
その他	5,852,000	2,819,444	△ 3,032,556	寄付金 利用者等外給食費収入 雑収入
収入計 (A)	47,852,000	44,819,444	△ 3,032,556	

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	比較 (予算-決算)	備考
○人件費				
1 人件費	39,268,882	36,260,044	3,008,838	福利厚生費等を含む
小計	39,268,882	36,260,044	3,008,838	
○運営費(人件費を除く)				
1 光熱水費	2,500,000	2,286,310	213,690	電気料金 ガス料金 水道料金
2 通信費	240,000	212,402	27,598	
3 事務用品費	700,000	428,542	271,458	
4 支払手数料	0	0	0	
5 広告宣伝費	0	0	0	
6 会議費	0	0	0	
7 保険料	900,000	898,090	1,910	
8 燃料費	900,000	706,844	193,156	
9 賃借料	250,000	237,230	12,770	
10 委託料	750,000	635,790	114,210	ごみ処分料 給食室害虫駆除 室内クリーニング料 消防設備点検料 空調機点検料 機械警備料
11 修繕料	700,000	658,000	42,000	給湯器修繕
12 租税公課	200,000	184,700	15,300	
13 消費税及び 地方消費税		0	0	
14 雑費	2,150,640	2,237,216	△ 86,576	給食費支出 その他講座講師謝金等
小計	9,290,640	8,485,124	805,516	
支出計 (B)	48,559,522	44,745,168	3,814,354	

(A)-(B)	△ 707,522	74,276		
---------	-----------	--------	--	--